

別表1（第4条、第5条関係）

補助区分	補助率（＊1）	補助上限額（＊1）	補助対象経費		補助対象外経費	補助要件	その他
			内容	補助台数			
見守り機器等の導入	5分の4	◇1 施設当たりの補助上限額 160万円 ◇1 台当たりの補助上限額 ・見守り機器 30万円 ・通信環境整備 補助上限額無し	①見守り機器	以下の1から3のすべての要件を満たす見守り機器 1 目的要件 日常生活支援における、見守りの場面において使用され、直接処遇職員の負担軽減効果のある介護ロボットであること。 2 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 （1）ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これらによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。 ※「ロボット技術の介護利用における重点分野（平成29年10月改訂）」における（4）見守り・コミュニケーション分野のうち、「施設」及び「在宅」の項目に限る。 （2）経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット。 ※「ロボット技術の介護利用における重点分野（平成29年10月改訂）」における（4）見守り・コミュニケーション分野のうち、「施設」及び「在宅」の項目に限る。 3 市場的要件 販売価格等が公表されており、一般に購入等ができる状態にあり、1台あたりの価格が10万円以上のもの。	○交付決定前に導入した機器 ○消費税及び地方消費税 ○保険料、保守費 ○搬入費、送料 ○設置工事費 （ただし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については対象） ○メンテナンスに係る経費 ○通信に係る経費 ○タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等のロボット介護機器とは異なる機器。 ○経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているもの。	次のア、イいずれかの要件を満たすこと。 ア：福祉・介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金又はその他加算・手当等を除く自主的な財源を用いて、直接処遇職員等に対する総支給額の引上げを全体として2.0%以上行うこと。 なお、福祉・介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による引上げも2.0%以上行われていること。 （注1）比較する総支給額は次のとおり。 ・令和6年1月31日を基準に直前の総支給額※ ・実績報告日を基準に直前の総支給額 ※令和6年2月1日以降に指定を受けた事業所は、指定後最初の総支給額とする。 （注2）上記のほか、算出に当たっての定義や算出方法は、「（参考様式9、10）別添 直接処遇職員等 総支給額引上げ率計算書」を確認すること。 イ：「いばらき介護の働きやすい職場宣言」の認定を受けること。（＊2） なお、宣言内容には、次の5つの小項目のうち3つ以上に取り組むこと。 ①育児・介護と仕事を両立できる取組の実施 ②明確な給与体系の導入 ③健康管理に関する取組の実施 ④職員の資質向上のための研修や資格取得の取組の実施 ⑤多様な人材の職場環境の構築 （注1）取組項目は、自己評価が「○」又は「◎」として宣言の認定を受けること。 ※認定申請は令和6年12月25日までに行うこと。	○全体の申請額により、補助台数や1法人における申請数を制限することがある。 ○導入方法がリース又はレンタルによる場合、令和7年1月31日までの支払い分が補助対象経費となる。
			②見守り機器の導入に伴う通信環境整備	※1 見守り機器と併せた導入に限る。 ※2 ※1の額は補助上限額以下であること。 ※3 障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者に限る。 1 Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等 2 職員間で使用するインカム 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのもの。（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムも含む。） 3 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費 見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等			

（＊1）① 1台（式）当たりの実支出額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と1台（式）当たりの補助上限額を比較して、少ない方の額を選定する。
 ② ①で選定した額の合計と1施設当たりの補助上限額を比較して、少ない方の額を所要額とする。

（＊2）「いばらき介護の働きやすい職場宣言」について https://fukushi.pref.ibaraki.jp/fukushi/fuku_enterprise/